

建設関連業務委託業者 各位

設計業務委託等技術者単価等の改定に伴う特例措置の実施について

標記の件について、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本市企業局においても次の措置を実施することとしたのでお知らせします。

記

特例措置について

1 措置の内容

令和3年4月1日以降適用の技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、「青森市設計業務等委託契約標準約款」第50条の定めに基づき、令和2年度の技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更するための委託料の変更の協議を請求することができる。

2 対象業務

令和3年3月1日以降に契約を締結した委託のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負金額の変更

変更後の委託料については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の委託料} = \text{新技術者単価により積算された委託料対応額} \times \text{当初契約の落札率}$$

4 請求期限

受注者からの委託料の変更の協議の請求期限については、対応の通知のあった日から14日以内とする。対応の通知のあった日とは、業務委託担当課から対象受注者へ通知した日とする。

上記により委託料が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について、適切な対応をお願いします。